

令和6年2月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和6年2月総会

萩市農業委員会総会議事録

2月20日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

議案第 8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第11号 現況確認書の交付について

○出席委員(17名)

3番	長 富 繁 美	2番	中 野 恵 子
5番	品 川 民 雄	欠席	原 田 知 美
7番	岡 崎 弘 明	6番	草 野 隆 司
9番	横 山 喜一郎	8番	金 子 哲 也
10番	矢 次 利 典	10番	鈴 川 肇
13番	烏 田 茂 夫	12番	守 永 正 範
15番	大 石 博 則	14番	藤 田 芳 昭
17番	松 田 由美子	16番	原 川 久美子
19番	片 岡 兼 雄	18番	尾 木 武 夫

○議事録署名委員

2番 中 野 恵 子

16番 原 川 久美子

○議 事

事務局長 ただいまから、令和6年2月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員18名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いいたします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2 番 中野委員、1 6 番 原川委員
にお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第 8 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」
を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第 8 号第 1 項について説明いたします。議案は、2 ペ
ージになります。

(スクリーンに位置図を表示)

去る 2 月 6 日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委
員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約 1. 2 k m に位置し、赤丸でお示
しした箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況ともに畑で面積は 3 0 7
m²です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の
種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住で農業後継
者がおらず、知人である譲渡人へ自宅と農地について売買による譲
渡を打診されておられました。

譲受人の●●●さんは、県外在住ですが、父親が●●●へ移住さ
れるご予定で、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に
至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、本人が年齢●●●歳、奥様が●●●歳で
農業経験年数はご夫婦ともにございませぬ。農業従事日数は 1 5 日
の予定です。父親が●●●歳で農業経験年数はございませぬ。農作
業従事日数が 1 2 0 日の予定となっております。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、

果樹及び露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、保有機械がないため、今後、必要に応じて作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 7 番 この件につきましては、2月6日、事務局と●●●推進委員とで現地を確認いたしました。内容につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりでございまして、現況は写真のとおりでございます。農業経験がないということですが、お父さんが●●●に住んでおられて、空き家に付随した農地を購入されます。お父さんは大工をされており、空き家を修繕しながらしばらくは●●●から通って、まわりをきれいにしていくということです。畑としてはだいたい300㎡とちょうど手ごろな広さで柑橘が数本植えられており、草を取ってきれいにしたら良い畑になると思います。ゆくゆくは●●●に住みたいということでございましたので、良いことと思います。問題はございませんので、ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る2月9日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約3kmに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は466㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住で営農の継続が困難であるため、農地付きの空き家物件として空き家バンクに登録し譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、空き家バンク制度を通じて当該物件の取得を検討され、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で奥様が●●●歳、農業経験年数はご夫婦ともにございません。農業従事日数はご夫婦ともに180日の予定となっております。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心ですが、果樹及び露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、譲渡人の所有する手動式の農機具の噴霧器を譲り受けるほか、今後、営農に必要な作業機械を導入される予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 8 番 この件につきましては、2月9日に●●●進委員と事務局3名と

私で現地確認をいたしました。内容につきましては事務局の説明のとおりでございまして、空き家バンクを利用した移住案件ということです。ほ場の方も今はカヤが茂っておりますが、この隣に家がありまして、すぐ耕作できるということで、内容についても自家用野菜を植えられるということですので、特に問題はないかと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る2月7日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約300mと900mに位置し、赤枠でお示しした箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況ともに田が2筆で、田の面積合計は2,485㎡です。地目が登記・現況ともに畑が2筆で、畑の面積合計は698㎡となり、全体の面積の合計は、3,183㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は1,023㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住で営農の継続が困難であるため、これまで農地の利用権設定により耕作管理をされていた譲受人の●●●さんへ売買による譲渡を検討されました。

●●●さんは義理の弟さんになります。

譲受人の●●●さんは、譲渡人の●●●さんからの申し出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数12年、農業従事日数が200日、奥様が●●●歳で農業経験年数が7年、農業従事日数は150日となっております。

営農計画ですが、申請地において田は水稻の作付けを行い、畑は柑橘等の栽培を行い道の駅等に出荷するご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機、田植機、草刈機、トップカー、軽トラックを保有され、コンバインは親戚から借用の上、農地管理を行われます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第6番 2月7日、●●●推進委員さん、事務局と現地確認をいたしました。内容についても事務局の説明のとおりです。写真を見てもらえればわかるように、柑橘のいろいろな種類が植えられておりました。水田も耕作されておりまして、順調な引き渡しが出来ているなど思っております。

余談ですが、その隣接の農地に●●●さんの借りられていた土地があります。それを頑張ってやってもらえないかという話もしております。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
●●●さんが借りられていたところは荒れているのですか。

第6番 耕作できる状態にはあります。

議長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る1月30日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約3.2kmに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は571㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は8,372㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住で耕作の継続が困難であるため、現在、耕作管理をしている譲受人に売買による譲渡を検討されておられました。

譲受人の●●●さんは、当該農地が自宅に隣接する土地で、以前から管理を行っており、今後も継続して耕作する意向であることから、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は40年、農業従事日数は100日、奥様が年齢●●●歳で農業経験年数は30年、農業従事日数は50日、息子さんが農業経験年数5年、農業従事日数10日となっております。

営農計画ですが、申請地において柚子の栽培を行われるとともに、●●●に出荷される予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター、耕運機、草刈機、軽トラックを保有され、営農に必要な作業機械を保有されておられます。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をす

べて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第13番 最後の発言の場をいただきありがとうございます。この件につきまして、1月30日、●●●推進委員と事務局2名と私とで現地確認を行いました。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。●●●さんは●●●の息子さんのところで病氣療養をしておられますが、回復後も農業に従事するには大変むずかしいと思われ、今回の所有権移転となったものです。譲受人の●●●さんは現在、柚子経営に尽力されており、家の前の畑地を購入することにより、畑地と合わせて約60本の柚を植栽される予定です。何ら問題ないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る2月1日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約1.6kmに位置し、赤枠でお示しした箇所となります。

申請地は、●●●ほか2筆で、地目はすべての農地で登記・現況ともに田で面積の合計は2,051㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは農業後継者がおらず、船員として遠洋漁業に従事され、長期間不在となることから相続した農地の管理が難しいと考えられ、実家の自宅とともに市の空き家バンク制度へ登録されておられました。

譲受人の●●●さんは、この度、空き家バンク制度を通じて、当該物件を取得されたことから、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳でこの4月から●●●に移住し、新規就農予定のため、農業経験年数はありません。農業従事日数は200日の予定、父親が年齢●●●歳で農業経験年数14年、農作業従事日数200日となっております。

営農計画ですが、申請地において蕎麦の栽培を行われ、契約飲食店へ販売されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、本人所有の機械はありませんが、父親が農業をしているので、トラクター、コンバイン、軽トラック、車両運搬車等、必要な農機具を借用され、営農に従事されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第18番 この件につきまして、ただいま説明があったとおりです。2月1日に●●●地区の推進委員の●●●さん、私と、事務局2名、譲受人の●●●さんで現地確認を行いました。私も以前から気になっていたところですが、この●●●地区に10.5ヘクタールの田んぼがございます。ここで続けてやりたいという人がほとんどいない状況です。全体の集まりの中でも、農業委員会、私も出席しましたが農村整備課、●●●の所長と、全体の流れをどのようにするかとい

うことで、地域の人が全員集まって話をしましたが、この時点でやるという人が2人しかいません。ほとんどの人がやらないということでした。それなら空き地になるのかというと、水田として維持したいという希望だけ持っておられます。その後に、代わってやろうというのが、●●●の担い手の●●●さんと、今回の●●●さんです。●●●さんはお父さんが●●●に農地を持っておられて、農機具としてトラクター3台、コンバイン2台、軽トラック2台、台車1台を持っておられ、かなり大掛かりなかたちで作業をされています。当面はその農機具をお父さんから借りて、管理をされるものと思います。2反の田んぼを今回買われたわけですが、担い手の●●●さんも、預けてもらえるならやりたい、そして●●●地区の人も出来れば続けてやりたいという方が3人おられます。●●●さんも担い手としてこの春入ってこられるということで、期待をしているところです。審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 詳しい説明をありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第6項の説明をお願いします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る2月1日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区の●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約1.7kmに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況ともに畑で面積は238㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は2, 410㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、農地法の下限面積の撤廃に伴い、かつて取得した住宅物件に付随する農地の所有権移転手続きを行うこととして、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、奥様が●●●歳でご夫婦ともに農業経験年数は30年、農業従事日数はそれぞれ150日となっております。

営農計画ですが、これまでも申請地において自家消費が中心となりますが露地野菜の栽培を行っており、引き続き露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが軽トラックのほか、鍬や鋤などの農機具を保有され、営農に従事されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第18番 この件につきまして、同じく2月1日、●●●地区担当の●●●委員さんが都合により欠席のため、私が出席いたしました。●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。譲受人の●●●さんは以前から、自宅のすぐ後ろに畑があり、そこを借りて家庭菜園を作っておられました。譲渡人の●●●さんは、●●●でお医者さんをされており、担い手もないし、●●●さんも今までも作っておられましたし、今後も畑を作って家庭菜園として取り組みたいということで、双方の関係が一致しまして購入となりました。荒れた土地を防ぐということで、良いことと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第7項の説明をお願いします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る2月5日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約2.6kmに位置し、赤枠でお示しした箇所となります。

申請地は、●●●ほか5筆で、地目はすべての農地で登記・現況ともに田で、面積の合計は5,237㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢かつ市外在住のため耕作の継続が困難な中で、甥である譲受人への贈与の打診をなされておられました。

譲受人の●●●さんは、十数年前から●●●地域に在住し、実質的に当該農地の管理を行っており、引き続き営農継続の意向であることから、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は14年、農業従事日数は130日で、母親が年齢●●●歳、農業経験年数が8年で、農業従事日数は80日となっております。

営農計画ですが、申請地において水稻を中心に野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターやコンバイン、乾燥機、管理機など、農地管理に必要な機械はすべて保有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並

びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第10番 この件につきましても、2月5日、事務局、●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員と私とで現地確認を行いました。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。譲渡人の●●●さんから、甥の●●●さんへ贈与されるということで、●●●さんは●●●在住であり、農地に関しても管理されているため何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 全員賛成ですので、第7項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは第9号1項についてご説明します。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

2月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東630mの公衆用道路沿いに位置する、第一種中高層住居専用地域にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団農地で農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記・現況とも畑、面積は314㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

位置ですが、こちらが●●●で、土手沿いの市道●●●線から公衆用道路を400m入ったあたりです。

周囲は畑と転用によって開発された住宅地が混在した場所となっております。

なお、申請地は、令和4年11月総会で農地法第4条許可により転用された●●●さんが新設した道路の入り口のところの農地になります。

現地の写真の説明をします。

(写真の説明3枚)

転用目的ですが、現在、転用者の●●●さんは、アパート住まいで、子どもも成長するにあたり手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用住宅1棟及びカーポート2台分を整備するものです。

所有者の●●●さんも、高齢になってきて今後耕作が出来なくなることと考えて、売却に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側に譲渡人●●●さん所有の畑があり、東側に●●●さん・●●●さん所有の畑、ともに柑橘畑がありますが、●●●さん・●●●さんからの隣接農地承諾書も添付されており適当と思われます。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造ソーラパネル葺2階建ての自己用住宅1棟、建築面積56.31㎡とカーポート2台用30.00㎡を整備される計画です。

敷地面積は314㎡で、一般住宅500㎡以下の敷地面積基準を満たしており、建ぺい率は27.4%で、一般住宅の22%以上の基準を満たしており適当です。

用排水計画ですが、雨水は、敷地内の溜枡から、西側の道路側溝に放流し、汚水は、合併浄化槽を設置し、同じく西側の道路側溝に流しますが、流末が既存側溝から末端の農業用水路に流れるため、水利権者の承諾書も添付されており適当と思われます。

被害防除計画ですが、20cmほど盛土して整地するため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

こちらが平面図となります。こちらが立面図となります。建物の高さは7.5mです。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 7 番 この件につきましては、2月6日に、●●●推進委員と事務局と私で現地確認を行いました。写真を見ていただいたらわかると思いますが、ここは以前柑橘畑であり、2年前に高齢の為、畑の真ん中に道をつけたところでございます。詳しいことについては、事務局から説明がありましたけれども、一番最初の角地ということで、この地域は宅地化が進んでいるところでございますが、当初から見ればかなり荒れていたところでございますので、畑にするなり、宅地になるなりきれいに整備されることは良いことだと思っております。若い方が家を建てられて住んでいかれることは大変良いことと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、ないようですので採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第10号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。議案書の一覧表は7ページです。

本日は、4件の合意解約が提出されております。

それでは、第1項をご説明いたします。本案件は、議案第8号の農地法第3条第1項による許可申請における審議の第3項に関連す

る合意解約です。対象農地は、●●●、地目は登記、現況ともに田で面積は1, 493㎡、賃貸人は●●●の●●●さんで、解約後は賃借人である●●●さんが取得し、継続して耕作されます。

続いて、第2項をご説明いたします。対象農地は、●●●ほか1筆で、2筆ともに地目は登記、現況が田で面積の合計は3, 649㎡、賃貸人は●●●の●●●さんで、解約後は別の担い手が耕作されます。

続いて、第3項並びに第4項は関連がありますので一括してご説明いたします。

対象農地は、●●●ほか5筆で、地目は6筆ともに登記、現況が田で、面積の合計は11, 285㎡です。

中間管理事業により公益財団法人やまぐち農林振興公社を介して利用権設定を行っていたものの合意解約で、賃借人は●●●の●●●で、賃貸人が同じく●●●の●●●さんです。解約後は所有者の●●●さんが耕作されます。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

第3項のこれは法人が返すということですが、高齢化や人手不足で法人がやれなくなったから返すのか、それとも別の理由があるのですか。農地パトロール等で、法人の高齢化が進んで手一杯でこれ以上はできないから、理事会を開いて議題は、どこの田から返そうか、あるいはいつまで先まで続けようかといった協議をされたと聞いたのでどういった状況でしょうか。

事務局 実は、あまり良い話ではないのですが、地元の折り合いがつかなくなったというのが本音でございます。所有者さんと法人さんがちょっとありまして、所有者さんが自分でやるということで解約されたという経緯がございます。

議長 わかりました。ほかにございませんか。

特に発言がないようですので、以上で議案第10号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第11号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第11号第1項について説明いたします。議案は

9 ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

2月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東に1 kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は264 m²です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、市道●●●線沿いにある宅地と河川、●●●に囲まれた農地となります。もう少し行くと●●●がございます。

申立てによると、申請地は、昭和57年に増築された店舗兼居宅の庭の状態であり、庭石・灯籠も現存しており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は、庭木や雑木が生い茂り、また、庭石や灯籠も配置され、隣接地●●●、●●●、●●●に建てられている店舗兼居宅の庭として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

2月9日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東に1 kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は1.08 m²外1筆、合計面積49.08 m²です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、市道●●●線沿いにある宅地の中で孤立している農地となります。

申立てによると、申請地は、平成2年に相続により取得したが、傾斜地であるため管理が難しく、平成25年頃から耕作しておらず、竹や雑木が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は、竹や雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第3項について説明いたします。

2月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東に870mに位置する、●●●、登記地目は田、面積は718㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、県道●●●線から市道●●●線を70m入った所にある田んぼに囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地は、昭和58年に牛舎が建築されていたが、その後畜産を縮小し、一部農業用機械器具置き場として利用し、現在は大型農業用倉庫として利用しており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は、鉄骨造スレート葺平屋建の倉庫が建てられ建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第4項について説明いたします。

1月19日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西に2.4kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は242㎡外3筆で、合計面積2,524㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、国道●●●号線から市道●●●線を2.8km入ったところにある山林と田んぼに囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地は30年から15年前に耕作放棄しており、一部に杉を植林し、残りは雑木が生い茂った状態にあるとのことです。

本調査によると、申請地●●●は15年生位、●●●は30年生位の杉が植えられ、残りの2筆は雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

なお、隣接地●●●は柿、●●●は梅とシキミ、●●●は梅が植えられていました。

また、本申請地については、令和5年3月に非農地通知を行った農地です。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第 1 1 号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。
午前 1 0 時 2 0 分 閉会